

「教育委員会運営の見直し」に係る取り組みの検証

平成 27 年 12 月
大和市教育委員会

大和市教育委員会では、不適切な組織運営がなされていた事実を受け、平成26年10月31日の教育委員会臨時会において、再発防止に向けた「教育委員会運営の見直し」を決定しました。その中では、3つの見直しの方針による取り組みを進めるとともに、定期的に検証を行い、必要に応じて見直しを行うこととしています。

そこで、策定から平成27年10月までの1年の取り組みを振り返り、検証を行います。

見直しの方針1

教育委員のチェック機能を強化します
～会議の充実と委員による調査・提言の活性化～

具体的な手法① 付議及び報告事項の見直し

検 証

1 付議事項

- ・平成27年4月から「要綱・訓令の制定・改廃に関すること」を加えた（平成27年3月定例会で規則改正）。

2 報告事項

- ・教育委員会制度改革で新たに定められた教育長委任事務に関する報告と併せて検討。報告事項の概要を規則で定め、詳細を委員が会議において「申合せ」として決定した（平成27年3月定例会）。
- ・チェック機能が十分に働くよう、多岐にわたる項目を設定し、運用している。

■申合せによる報告事項（例）

- ・市立小中学校におけるいじめの認知件数（学期ごとに報告）
- ・市立小中学校における長期欠席児童生徒数（学期ごとに報告）
- ・指導室におけるいじめ・不登校の相談受理状況（学期ごとに報告）
- ・教育委員会の権限に属する補助執行事務の管理及び執行の状況（年度の中間期及び年度末に報告）

具体的な手法② 協議会の活性化

検 証

- ・委員からも積極的に協議会の開催を提案することとした。
- ・開催日について、方針では、定例会後に必ず協議会を行うこととしているが、方針作成時の想定以上に、随時の協議会を頻繁に開催しており、定例会後に限定していない。

■協議会開催実績

- ・平成23年度：9回、24年度：7回 25年度：12回 ⇒ 平均年9回
- ・平成26年度：24回
- ・平成27年度（～10月）：11回

具体的な手法③ 定例会の事前勉強会の実施

検 証

- ・平成26年11月以降、定例会の原則3日前に勉強会を開催することとした（全開催）。
- ・議案の内容について理解が深まり、会議当日の活発な議論につながっている。

見直しの方針2

開かれた教育委員会運営を推進します
～現場の状況や市民の声を的確に把握できる態勢へ～

具体的な手法① 教育委員による学校訪問の見直し

検 証

1 テーマ

- ・これまで教育委員会が決めたテーマに沿って、報告を受け、協議を行ってきたが、教育委員会に支援を求めたい内容など学校のニーズを聴取し課題認識を共有する場とした（平成26年11月の訪問から実施）。

■ 要望の例

- ・特別支援教育スクールアシスタントの増員
- ・通学路の安全対策
- ・トイレ改修などの環境整備 等

■ 対応事例

- ・通学路の危険箇所（小田急線の踏切）への対策を求められ、通学誘導員を増員（大野原小学区）。

2 訪問先

- ・学校だけでなく他の教育機関も訪問することとした（平成27年11月、北部学校給食共同調理場を訪問）。

検 証

1 教育委員への手紙

- ・ 市民や職員の声を教育委員が直接聞く制度として、平成 27 年 3 月から「教育委員への手紙」の運用を開始。
- ・ 手紙の開封は複数の委員により行い、内容は委員全員が目を通すこととしている。回答内容についても委員が確認している。

■手紙の受付件数

- ・ 平成 27 年 3 月：6 通（内、回答希望 2 通）
- ・ 平成 27 年 4 月～10 月：21 通（内、回答希望 8 通）

2 内部通報制度

- ・ 青少年相談室では、平成 26 年 11 月の全体会で、非常勤職員も含め内部通報制度を周知済み。

検 証

1 ホームページの充実

- ・ 大和市ホームページのトップページに教育委員会のバナーを作成（平成 27 年 3 月）。キッズページを活用した情報提供など、積極的な情報提供に努めている。
- ・ 各学校では ICT 支援員を活用し、学校のホームページ充実に取り組んでいる。

2 開かれた教育委員会

- ・ 教科書採択を行った教育委員会 7 月定例会（平成 27 年 7 月 30 日）は、通常よりも広い会議室で開催。受付時間までに来庁した 62 名全員の傍聴席を用意するとともに、音声のみ聴くことができる別室も用意し、計 68 名の市民等が傍聴した。
- ・ 平成 27 年 11 月定例会から、議案だけでなく「その他報告」の案件についてもホームページに掲載している。

見直しの方針3

青少年相談室が相談機関としての本来の機能を回復し、向上させます
～職員専門性を生かし、関係機関と協同した相談活動の推進～

具体的な手法① 組織体制の見直し

検 証

・「企画調整会議の廃止」「チーフ職の廃止」「室長・係長の指揮命令の確保」「各相談員の相談活動の尊重」などを平成26年11月の青少年相談室職員の全体会で確認した。

具体的な手法② 相談活動の質的な向上

検 証

1 インテーク・支援会議の改善

・インテーク・支援会議などにも特別相談員（学識経験者）が関わる取り組みを始めた。平成27年度からは、月2回、相談員による事例検討を中心とした研修会を開催して相談員の資質・能力向上に努めている。

2 意見・要望の集約

・相談者が相談員に関する意見や要望を伝えたい場合は、青少年相談室の管理監督者が受け付ける旨を、初回面接時にチラシを配布し相談者に伝えている。

具体的な手法③ 非常勤特別職職員の採用の見直し

検 証

・方針策定後は、室長までの職員により採用面接を実施。教育長は、文書決裁により採用者を最終決定している。

検 証

1 学校と青少年相談室との役割分担の明確化

- ・平成 27 年 4 月に青少年相談室ハンドブックを作成し、相談員の共通認識を図るとともに、学校と青少年相談室の連携について、児童・生徒指導の担当者会議等で周知している。
- ・学校には「青少年相談室活用ガイド」を配布し、積極的な活用を呼びかけている。

2 各種相談員による支援の継続性確保

- ・学校と青少年相談室職員が顔の見える関係を作るため、SSWと心理カウンセラーも担当する学校を固定するとともに、学校内の児童・生徒担当者会議やケース会議に積極的に派遣することとした。

■具体例

- ・SSWによる家庭訪問件数
平成 26 年度（4～9 月：13 件、10～3 月：60 件）
平成 27 年度（4～9 月：128 件）
- ・心理カウンセラーのケース会議参加件数
平成 26 年度（4～9 月：77 件、10～3 月：279 件）
平成 27 年度（4～9 月：326 件）
- ・相談員による面接件数
平成 26 年度（4～9 月：417 件、10～3 月：617 件）
平成 27 年度（4～9 月：723 件）

検証の経過

- ・平成 27 年 11 月 9 日、事務局より素案の説明。同 13 日、教育委員会協議会にて協議。
- ・同年 12 月 24 日、教育委員会定例会において教育長発案にて報告。課題については改善を図ることを確認し、内容を決定。
- ・今後は、年度ごとに検証を行い、5 月を目途に教育委員会定例会で報告することとする（次回は平成 29 年 5 月）。また、検証結果は、教育委員会ホームページで公表する。